

「はあと・フレンズ・プロジェクト推進事業」 運營業務  
委託事業者選定プロポーザル募集要項

## 1 事業内容の概要

### (1) 業務名

「はあと・フレンズ・プロジェクト推進事業」 運營業務

### (2) 業務の内容

別紙「はあと・フレンズ・プロジェクト推進事業」 運營業務委託仕様書  
のとおり

## 2 委託契約の詳細

### (1) 契約金額の上限額

14,000,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）を上限額と  
します。

#### ※ 追加委託料

上記の委託料の他、追加支払いを行う場合があります。

追加委託料に関しては、「はあと・フレンズ・プロジェクト推進事業」  
業務委託仕様書に記載しています。

なお、本事業に係る予算が不成立等の場合には、契約できない場合や事業  
内容を変更する場合があります。

### (2) 委託期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

### (3) 再委託の禁止

包括的な業務の再委託を禁止します。

ただし、一部の履行を第三者に委託する必要がある場合は、あらかじめ本市の  
承認を得る必要があります。

### (4) 委託料の支払時期

(1) の委託料（追加委託料を除く。）は、原則、実績報告書の提出後の請求  
に基づく後払いとしますが、受託事業者の依頼に基づき、支払時期については  
相談させていただきます。

## 3 参加資格

受託候補者は、次の資格要件を全て満たす者とします。

- (1) 京都市競争入札参加有資格者名簿に登録されている者については、参加申請時において、京都市競争入札等取扱要綱第29条第1項に規定する競争入札参加停止を受け、その期間中にある者でないこと。
- (2) 京都市競争入札参加有資格者名簿に登録されていない者については、令和5年2月1日現在において、引き続き1年以上営業等を行っており、かつ、納税義務者については、消費税及び地方消費税、市町村民税及び固定資産税を滞納していないこと。
- (3) 契約を締結する能力を有さない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
- (4) 京都市暴力団排除条例第2条第4項に規定する暴力団員等又は同条第5号に規定する暴力団密接関係者でないこと。

(5) 参加表明書（第1号様式）を提出期限までに提出した者であること。

#### 4 受託候補者選定等のスケジュール

令和5年 2月16日（木）	プロポーザル参加募集開始
2月22日（水）	参加表明書提出締切（午後5時必着）
2月24日（金）	質問受付締切（午後5時必着）
2月28日（火）	質問に対する回答期限
3月2日（木）	企画提案書提出締切（午後5時必着）
3月上旬	プレゼンテーション（ヒアリング） ※ 詳細は別途通知します。
	受託候補者の選定結果通知発送
3月中旬	受託候補者との協議
3月31日（金）まで	委託契約内容の確定、契約締結

#### 5 参加手続

プロポーザル参加希望者は、必要書類を提出期限までに提出してください。

##### (1) 参加表明書の提出

参加表明書（第1号様式）を1部提出してください。

##### (2) 企画提案書の提出

上記(1)を提出した者は、以下の書類を各6部（正本1部、副本5部）提出してください。

ア 企画提案書（第2号様式）

イ 見積書（第3号様式） ※ 内訳書（様式自由）を添付してください。

ウ 配置従事者調書（第4号様式）

エ 事業者の概要（業務体制、事業内容等）がわかる資料

オ 誓約書

##### (3) 提出方法及び提出期限

種類	提出書類	提出期限	提出方法	提出先
参加表明書	第1号様式を1部（正本）	令和5年2月22日（水）午後5時まで（必着）	持参又は郵送 ※ 郵送の場合は、提出期限内必着で書留郵便に限る。	〒604-8571 京都市中京区寺町 通御池上る上本能寺 前町488 京都市役所分庁舎4 階京都市保健福祉局 障害保健福祉推進室 （担当：竹内、緒方） 電話：075-222-4161
企画提案書	第2号様式から第4号様式及び資料を各6部（正本1部、副本5部）	令和5年3月2日（木）午後5時まで（必着）		

## 6 提案募集に関する質疑

参加表明書（第1号様式）を提出した者で、本件の募集内容について質問がある場合は、令和5年2月24日（金）午後5時までに質問書（様式自由）を作成し、以下のメールアドレスに送付してください。

○京都市保健福祉局障害保健福祉推進室（就労支援担当 竹内、緒方）  
Eメール： syogai@city.kyoto.lg.jp

なお、質問に対する回答については、同年2月28日（火）までに京都市情報館に掲示します。

## 7 評価の概要

### (1) 評価方法

評価方法は、提出書類等及び評価基準（別表）に基づき、総合的に審査を行い、選定者の平均得点が60点以上の参加者の中から、合計点が最も高い参加者1者を業務受託候補者として選定します。

なお、参加者が1者のみであっても、プロポーザルは成立することとし、審査と選定を行います。

### (2) 実施日時及び場所

提出のあった企画提案書等をもとに、企画内容に係るプレゼンテーションを令和5年3月上旬に実施します。詳細は別途通知します。

### (3) 選定者

- ・京都市保健福祉局障害保健福祉推進室長
- ・京都市保健福祉局障害保健福祉推進室企画・社会参加推進課長
- ・京都市保健福祉局障害保健福祉推進室就労支援係長

### (4) 評価結果の通知等

評価結果は、プレゼンテーション実施後速やかに文書により全ての参加者に通知するとともに、京都市情報館で公表します。

なお、評価結果に対する異議申し立ては受け付けません。

## 8 契約の締結

委託候補者と契約条件について合意した後、契約を締結します。ただし、候補者と契約条件について合意に達しなかったときは、次いで評価の高かった者を委託候補者として契約の交渉を行います。

## 9 留意事項

- (1) プロポーザル参加に要する一切の費用は、参加者負担とします。
- (2) 提出された参加表明書及び企画提案書は返却しません。
- (3) 募集期間終了後における企画提案書の差替え及び再提出は、明らかな誤字脱字等があるときで、京都市の承諾を得た場合以外は認めません。
- (4) 提出された書類に虚偽又は不正があった場合は失格とします。

(第1号様式)

## 参加表明書

年 月 日

(あて先) 京都市長

住所又は所在地

名 称

代表者氏名

下記の業務に係る公募型プロポーザルによる業務受託候補者選定に参加することを表明します。

なお、募集要項に記載されている参加資格の全ての要件を満たしていることを誓約します。

記

業務名 「はあと・フレンズ・プロジェクト推進事業」 運営業務

○本件に係る連絡先

担当者役職・<sup>ふりがな</sup>氏名

電話番号

FAX番号

電子メールアドレス

(第2号様式)

# 企 画 提 案 書

年 月 日

(あて先) 京都市長

住所又は所在地

名 称

代表者氏名

「はあと・フレンズ・プロジェクト推進事業」運營業務に係る企画提案書を、下記の書類を添えて提出します。

なお、企画提案書等に記載した事項については、事実と相違ないことを誓約します。

## 記

- 1 提案内容資料 (様式自由 ただし、A4印刷)
- 2 見積書 (第3号様式)
- 3 配置従事者調書 (第4号様式)
- 4 事業者概要資料

○本件に係る連絡先

(1) 担当者役職・<sup>ふりがな</sup>氏名 :

(2) 電話番号 :

(3) FAX番号 :

(4) 電子メールアドレス :

(第3号様式)

# 見 積 書

年 月 日

(あて先) 京都市長

住所又は所在地

名 称

代表者氏名

下記の業務に係る見積金額について、提出します。

記

業務名 「はあと・フレンズ・プロジェクト推進事業」 運営業務

見積金額

	百万		千		円

(消費税及び地方消費税相当額を含む。)

- ※ 金額の頭に¥記号を付けてください。
- ※ 上記金額の内訳書(様式自由)を添付してください。

(第4号様式)

## 配置従事者調書

業務責任者及び従事者一覧

従事体制	氏名	所属・役職・資格等	本事業の担当業務
業務責任者			
従事者1			
従事者2			
従事者3			
従事者4			
従事者5			
従事者6			
従事者7			
従事者8			
従事者9			
従事者10			

※ 業務責任者は、過去5年以内に本業務と類似する業務実績を有すること。

※ 記載欄が不足する場合は、適宜、追加してください。

(誓約書)  
様式第1号(第3条、第4条及び第6条関係)

誓 約 書

(宛先)	年 月 日
誓約者の住所(法人にあつては、主たる事務所の所在地)	誓約者の氏名(法人にあつては、名称及び代表者名) 電話 ー

暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員等に該当しないことを誓約します。

誓約者並びに京都市暴力団排除条例第2条第4号イに規定する役員及び使用人並びに同号ウに規定する使用人が、同条第5号に規定する暴力団密接関係者に該当しないことを誓約します。

誓約者並びにその役員及び使用人の名簿

役職名又は呼称	氏 名	フリガナ	生年月日	性 別

注 誓約者並びにその役員及び使用人の名簿の欄は、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に掲げる者について記入してください。

- (1) 誓約者が法人である場合 京都市暴力団排除条例第2条第4号イに規定する役員及び使用人(市長等又は指定管理者が全ての使用人について記入することが困難であると認めるときは、市長等又は指定管理者が指定する使用人に限る。次号において同じ。)
- (2) 誓約者が個人である場合 誓約者及び京都市暴力団排除条例第2条第4号ウに規定する使用人

(別表)

「はあと・フレンズ・プロジェクト推進事業」運営業務委託  
事業者選定に係る評価基準

大項目 (配点)	評価項目	評価内容	配点	小計
運営力・ 企画力 (65点)	店舗運営	・仕様書に沿った店舗運営が実施できるか。 ・売上金・商品等の管理は適切に行えるか。 ・消費者、事業者等の個人情報適切に管理しているか。	× 2	
	販売促進・売上向上	・販売促進関連情報を分析・活用した販売促進ができるか。 ・営業活動等を通じた販路拡大ができるか。 ・その他、売上向上(ECサイト含む)に係る取組の工夫ができるか。	× 3	
		・卸販売等の多様な販売方法を活用した販売促進ができるか。	× 2	
	施設の力向上	・施設の力向上に係る取組の工夫ができるか。 ・施設職員の能力向上を目的とした研修会等の開催や専門家派遣等について、多くの開催回数や幅広い内容での提供ができるか。	× 2	
	情報発信	・多様な広報媒体を活用し、本事業を広く周知することができるか。	× 2	
	経験・実績等	・店舗運営(ECサイト含む)における経験、売上の実績があるか。 ・売上向上等のコンサルタントや職員の能力向上等を目的とした研修等の開催実績があるか。	× 2	
組織体制 (25点)	連携	・報告(提出物等)・連絡等本市との連携が速やかにできるか。	× 1	
	団体状況	・提案のあった事業計画に対して適切なスケジュール・組織体制はとれているか。	× 1	
		・財政基盤や経営状況に問題はないか。	× 1	
		・責任体制や緊急時、繁忙期の体制が整っているか。	× 1	
		・障害者就労に対する理解は十分か。	× 1	
その他 (15点)	見積金額	・提案内容に対して、見積金額が妥当か。 ※上限額を上回った場合は、失格とする。	× 1	
	加点要素	・市内の中小企業であるか。	× 1	
		・これからの1000年を紡ぐ企業認定(※)を受けているか	× 1	
合計点(105点満点)				
(※)これからの1000年を紡ぐ企業認定: <a href="https://social-innovation.kyoto.jp/authorized-company">https://social-innovation.kyoto.jp/authorized-company</a>				

【評価点の考え方】

評価点	採点の基準
5	優れている
4	やや優れている
3	標準
2	やや劣っている
1	劣っている

※1 見積金額が予算の上限額を上回る場合は、失格とする。

※2 評価点が2以下の場合は、必ずコメントを記載すること。